

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について



新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒※に対する学習指導

※臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせて可能な限り学習を支援



指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

- ・教科書
- ・学校が作ったプリント
- ・テレビ放送
- ・ICT教材や動画
- ・テレビ会議システム
- などを組み合わせて活用

+



教師による学習指導や状況把握

- ・電話の活用
- ・家庭訪問
- ・登校日の設定 など
- ※地域の感染状況等を踏まえ適切に判断



文部科学省において開設
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載



児童生徒が登校できるようになった後における学習指導

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価



学校において可能な限りの措置を講じる

- ・補充のための授業
- ・教育課程に位置付けない補習
- ・家庭学習を適切に課す
- など

+



休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

- ・やむを得ず登校できなかった日数は「欠席」とはならない
- ・学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映

※休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置

一定の要件の下で学校が課した家庭学習の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要があるものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。（授業で扱わない場合でも、学習内容の定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途個別の補習、追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。）

教員加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について
退職教員等の協力も得つつ追加配置



- ・補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等によるサポート
- ・臨時休業等が児童生徒の不利益とならない取扱いの実施

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）【概要】（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

1. 趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した学習指導等の取組状況調査」の結果、児童生徒の学習支援・心身の確認状況等に自治体間に大きな差が見られたことを踏まえ、**義務教育の目的や教育の機会均等の重要性に鑑み、臨時休業中においても学校や設置者が最低限取り組むべき事項等についてまとめたもの。**

（※高等学校等においても生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、義務教育諸学校と同様の対応が求められる。）

2. 取り組むべき事項の概要

■ 学習指導に関すること

- 各教科等において、**主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。**
- 教師が定期的に個々の児童生徒との間で**電子メールや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。**
- 平常時における I C T 活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、**家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、I C T 環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。**

■ 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- 電話等を通じ、児童生徒及び保護者との連絡を密にし、**定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。**特に、**要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、電話等で定期的に状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。**

※上記については、児童生徒の状況等から、対面での指導等の必要性が高い場合には、**感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられること。**

3. 臨時休業を行う場合の教職員の服務について

- 在宅勤務や時差出勤等を適切に推進しながら、児童生徒への学習指導や心のケア等の**最低限取り組むべき事項については、出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むこと。**
- **児童生徒の学習に大きなつまずきが生じ対面での指導が求められる場合や、心身の状況に懸念が生じ正確な状況把握が必要な場合など、在宅勤務では対応が難しい場合には、例えば、個別又は極めて少人数集団での指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応すること。**
- 平常時の I C T 利用のルールにとらわれることなく、**情報管理に十分配慮しつつ、学校の端末の持ち帰りや家庭の端末の利用など I C T 環境を最大限活用すること。**

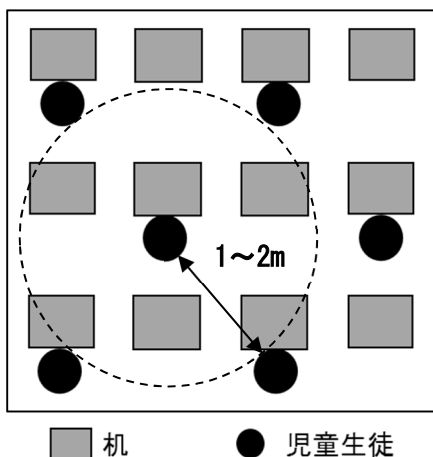
新型コロナウイルス感染症対策としての 学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（概要）

新型コロナウイルス感染症対策により学校の臨時休業が長期化する中で、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）を踏まえ、可能な限り感染リスクを低減させながら学校の教育活動を行うための学校運営上の工夫の在り方をまとめました。

1. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定

- ・登校の際は、感染症対策に加え、児童生徒の席の間に可能な限り身体的距離を確保。
- ・臨時休業を続けざるを得ない地域においても、感染症対策を徹底した上で分散登校日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開。
- ・分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学6年生や中学3年生等の最終学年や対面での学習支援が特に求められる小学1年生が優先的に開始できるよう配慮。
- ・特別支援学校については、障害の種類や程度等を踏まえ慎重に対応を検討。

（座席配置のイメージ）



（学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例）

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
午後	家庭学習	教室での指導	教室での指導	家庭学習

2. 学習指導等

- ・登校日には、調理実習や児童生徒が密集する運動等の感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- ・児童生徒や教職員の負担に配慮しつつ、長期休業期間の短縮や土曜日の授業も検討。
- ・休業の長期化に備え、指導順序の変更など各教科等の指導計画を見直し必要な措置を実施。

3. その他の取組

- ・学校給食では、弁当方式や配膳を伴わない牛乳・パン等のみの実施を検討。
- ・学校図書館では、貸出等を行うほか児童生徒の自習スペースとして活用。
- ・教職員も基本的な感染症対策を徹底するとともに勤務形態を工夫。

4. 人的体制の確保

- ・土曜授業や分散登校等の実施に当たっては人的体制の確保が必要。校務分掌の見直し等により、教職員の勤務負担が過重とならないよう留意しつつ指導体制を確保。
- ・学校全体の指導体制も踏まえつつ、学習指導員の追加配置等を検討。退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における
「学びの保障」の方向性等について(通知)(令和2年5月15日)【概要】

- 今後、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ち、感染症対策と子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図るための基本的な考え方と取組の方向性をまとめたもの。
- 今後、各取組の詳細について、調整が整ったものから随時お知らせしていく。

1. 新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの「学びの保障」

- 学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障。一旦収束しても再度感染者が増加する事態等も想定し柔軟な対応が可能となるよう ICT 環境の整備を含めて準備。
- 「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に必要な措置を講じる。
※文科省において「新しい生活様式」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成・提供予定。
- 基礎疾患等や保護者の意向で感染予防のため欠席する場合の配慮や虐待のリスクがある子供等は登校させて見守るなど、きめ細かく対応。

2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

- 学校教育が協働的な学び合いの中で行われることに鑑み、臨時休業や分散登校期間中であっても、教師が児童生徒の状況を丁寧に把握し、学びを止めないよう支援。
- 新学習指導要領の趣旨に則り、以下の基本的な考え方に基づき教育課程を編成。
 - ・①育成すべき資質・能力を意識して、②指導内容を明確化し、③指導方法を柔軟に見直す
 - ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け指導方法を工夫改善
 - ・カリキュラム・マネジメントの実施(自治体・国はそれを支援)

- 具体的には、以下の取組を実施。

- ・小6・中3・高3等の優先的な分散登校、学校の空き教室・社会教育施設等を活用
- ・長期休業や土曜の活用、1コマ 40～45 分に短縮しての1日当たりのコマ数の増加
- ・上記を行ってもなお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応として、特例的に

- ①令和3～4年度までを見通した教育課程の編成を可能にする
- ②授業を学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化
(定着が不十分な子供は個別に指導)

- ・学校や家庭にあるあらゆる ICT 機器等を最大限活用(R 元・2 年度補正予算も活用)
- ・各設置者において、各学校の教育活動に対する支援

※今後、文科省において、学校において上記取組を実施するために必要な人的・物的体制の整備や教育課程編成・実施に係る助言、教科等ごとの留意点・具体的な活動例等を示す予定。

- 人的・物的体制の整備に当たっては、既定予算による関連事業を活用(地方創生臨時交付金も充当可能)。今後、追加の財政措置についても適宜情報提供を予定。
- 高校入試の出題範囲や内容、方法の適切な工夫等の配慮を実施者に依頼。

「子供の学び応援サイト」を開設し、自宅等で活用できる教材や動画を配信

- 臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、自宅等で活用できる無償の教材や動画等のリンクを紹介したサイトを、令和2年3月2日に文部科学省ウェブサイト内に開設。
- 令和2年4月23日現在、リンク数235以上、延閲覧回数311万PV以上
- 官邸ホームページや文部科学省ホームページ、Facebook、twitter、LINE及び都道府県教育委員会等から周知

➢NHK for School、各教育委員会、大学、教科書発行者、NPO法人等の作成する教材や授業動画等のコンテンツを随時充実

➢各教科等の領域・単元ごとに参考となる動画、教材例を整理した一覧表を掲載、随時充実



(掲載コンテンツ例)

<NHK for School>



<さいたま市教育委員会家庭学習支援動画>



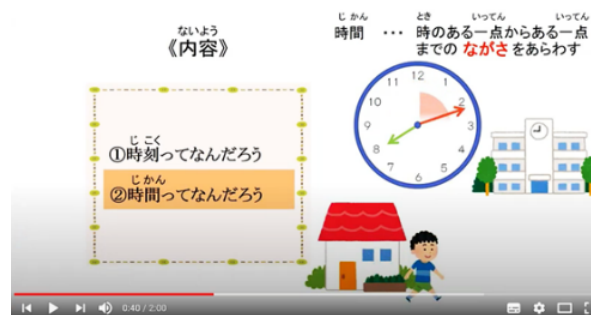
1 九九をみなおそう

かけ算のきまりは？

	1	2	3	4	5
7	7	14	21	28	35

- ① かける数が1ふえると、答えはかけられる数だけおおくなります。
- ② かける数が1へると、答えはかけられる数だけ小さくなります。
- ③ かけられる数とかける数を入れかえて計算しても、答えは同じになります。

<京都教育大学オフィシャルYoutube>



小1_時刻と時間_定義 (日本語版)

京都教育大学公式YouTube kyokyochannel

<長野県教育委員会家庭学習支援動画>



新着情報

令和2年3月24日「子供の学び応援コンテンツリンク集」小学校「中学校」「高等学校」を更新
 令和2年3月23日「子供の学び応援コンテンツリンク集」小学校「中学校」「高等学校」を更新
 令和2年3月19日「子供の学び応援コンテンツリンク集」学校の先生・保護者の方へ」を更新
 令和2年3月18日「小学校」「中学校」「高等学校」を更新
 令和2年3月2日 サイト公開

文部科学省 MEXT @mextjapan

子供の読書キャンペーン
きみのもんた
きみのもんた
今こそホレヨモ！
（イタナキ読書推進委員会）

マスクの
作り方

子供の運動あそび応援サイト
amap.org/japan/covid19

児童生徒・保護者の
皆さんへ

リンク用バナーは
こちら

#学びを止めない未来の教室

自由に学ぶ

子供の学び応援
コンテンツリンク集

わくわく
サイエンス
リンク集

小学校

中学校

高等学校

特別支援教育

幼児教育

新型コロナウイルスに伴う学校再開等支援

令和2年度補正予算額 155億円



文部科学省

(経緯・目的)

- 文部科学省においては、3月2日から春季休業の開始日までの間、新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、子供たちの健康、安全のため、多くの子供達や教職員が日常的に集まることによる感染リスクを予め抑える観点から、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対し、一斉臨時休業の要請を行った。
- その後の国内の感染状況としては、新規の感染者数が都市部を中心に増加し、感染源が不明な感染者も増えてきており、依然として厳しい状況。新学期を迎えるに当たっては、引き続き警戒を一切緩めることなく、学校の再開に向けた準備を進めることが必要。
- 文部科学省は、学校再開に向けたガイドラインにおいて、感染症対策として、毎朝家庭又は学校で検温を行うこと、飛沫をとばさないようマスクを装着するなど指導すること、特に児童生徒等が手を振れる箇所は消毒液を使用して清掃を行うこと、とりわけ重症化リスクの高い障害のある児童生徒等については一層の感染対策を行うことなどを示しており、このような状況を踏まえ、国としても、学校における感染症対策等への支援を実施する。

I 新型コロナウイルスに伴う学校保健に係る特別対策事業等（143億円）

学校において、3つの条件が同時に重なることを避けるため、基本的な感染症対策の徹底を図る上で必要となる以下の施策を実施する

1. 感染症対策のためのマスク等購入支援（133億円）

【幼稚園】

感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要となる経費を補助する。

補助率 10/10（1施設あたり50万円以内）



【小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部含む）等】

- 学校再開にあたり、集団感染のリスクを避けるため、布製マスクを国が一括で買い上げ、4月及び5月以降にかけて、小中学校等の児童生徒及び教職員に対し約1,400万枚を計2回配付する。

補助率 10/10

- 布製マスク、清拭用消毒液、手指用消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に必要な経費を都道府県等に対し補助する。 ※

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10



2. 特別支援学校スクールバス感染症対策支援（4億円）※

障害のある幼児児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、特別支援学校のスクールバスにおける、感染リスクの低減を図るための取組等を実施する学校設置者に対し補助を行う。

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10

II 未指導分の補習等のための支援（8億円）

一斉臨時休業等に伴う学年末の未指導分の補習等を行うため、朝時間や放課後、土曜日等を活用しながらの補習等を支援する学習指導員の追加配置に必要な経費を支援

未指導分の補習等のための学習指導員の追加配置

「補習等のための指導員等派遣事業」の学力向上を目的とした学校教育活動支援（補助率1/3）として、学習指導員の追加配置を支援。

III 子供のための体験活動等への支援（5億円）

新型コロナウイルスの影響により不安を覚えている子供達の元気を取り戻すため、青少年教育団体が提供する自然体験活動の実施を支援

自然体験活動等推進プログラムの実施

青少年教育団体を通じて、全国の子供たちが自然体験活動に参加する機会を提供

3. 修学旅行の中止や延期に伴う追加的費用への支援（6億円）※

学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期に係る追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、学校設置者が負担した場合の経費を補助

○補助率

定額補助（上限：12,060円）

※は学校保健特別対策事業費補助金

目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、**ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境**を早急に実現

児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援、令和元年度補正措置済（小5,6、中1）に加え、残りの中2,3、小1～4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援

対象：公立の小・中・特支、高等学校等
公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置 105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

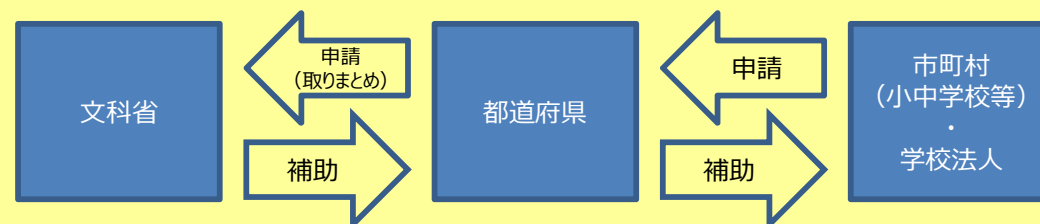
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム図



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）

（平成31年4月17日中央教育審議会）

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできたそれを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落
[12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討

新学習指導要領の実施

学校における働き方改革

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性に応じた指導の在り方 等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方 等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方 等

新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（概要）

令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代を見据えた学校教育の姿 （2020年代を通じて実現を目指すイメージ）

育成を目指すべき資質・能力

変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成

子供の学び

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現

- 児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、基盤的な学力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びが提供されている。
- 特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、特異な資質・能力を有する子供がその才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題が早期に発見され、外国人児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。
- 一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。
- 特に高等学校では、普通科等の各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

など

子供の学びを支える環境

全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備

- 多様な人材を教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、質の高い教師集団が実現されるとともに、教師と多様な専門スタッフ等とがチームとして運営する学校が実現されている。
- 教師が生涯を通じて学び続け、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く変化に対応できる環境が整備されている。
- 学級担任制と教科担任制が効果的に実施され質の高い教育が実現されている。
- デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、指導・支援の充実、校務の効率化がなされている。
- 人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などを通じて、魅力的な教育環境が実現されている。
- 幼稚園等の幼児教育が行われる場において、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要

これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

子供たちが多様化する中、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現には、**教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術が不可欠**。ICT環境や先端技術の効果的な活用により、次のことが可能に。

- ① 学びにおける**時間・距離などの制約を取り払う**こと
※ 遠隔教育により、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど
- ② **個別に最適で効果的**な学びや支援
- ③ 可視化が難しかった**学びの知見の共有**やこれまでにない**知見の生成**
- ④ 学校における**働き方改革**の推進

現状の**情報化の致命的な遅延や地域間格差**は、学習環境・職場環境として**大問題**。**教育の機会均等**の観点からも、**令和の学校のスタンダードの実現に向け、ハード・ソフト一体で、国の取組を早急に進めるべき**。

【ハード】

- **国家プロジェクトとしての学校ICT環境整備の抜本的充実**
 - ・ 国公私を問わず、**児童生徒1人1台コンピュータを実現**。
 - ・ 安定・安心・高速大容量の**通信ネットワーク環境、クラウド活用もセット**で推進。
 - ・ 国・地方の連携の下、**自治体や学校等が計画的に取り組める支援策**が必要。
(複数自治体による広域調達、標準モデルや調達仕様書例の提示、好事例の普及など)

【ソフト】

- 学校ICT環境整備と両輪となる**ソフト面での取組促進**
 - ・ **デジタル教科書・教材等の先端技術**の活用により、**知識・技能の定着に係る授業時間を短縮し、探究的な学習等に時間をかけることが可能**に。**良質な学習リソースの開発・導入の促進**が必要。
 - ・ **統合型校務支援システムの導入促進**。

【人材】

- 教師の資質・能力の向上と専門的人材の確保等による**指導体制の充実**
 - ・ 自治体・学校レベルで、**教師のICT活用指導力等の向上を段階的・継続的に図る機会**を確保。
 - ・ **ICT活用教育アドバイザー、ICT支援員、企業の人材などの活用促進**により指導体制を充実。

これらの取組と併せて、今後、以下の事項について検討。

- **教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上方策**はどうあるべきか、**今年度内を目途に方向性を示す**。
- 先端技術の活用等を踏まえた**年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学び**についてどう考えるか、**早急に検討する**。
- **デジタル教科書の今後の在り方**等について、新学習指導要領実施後の改訂教科書の使用開始の時期（**小学校は令和6年度、中学校は令和7年度**）等も見据えつつ、**令和2年度内を目途に方向性を示す**。 等

義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について

小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、**令和 4 年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべき**である。このため、今後、以下の事項について検討を進めていく。

- 義務標準法の在り方も含めた教科担任制に必要な**教員定数の確保の在り方**
- 中学校における教師の在り方や小学校と中学校の行き来の在り方など、**小中学校の連携の在り方**
- 教育職員免許法の在り方も含めた義務教育 9 年間を見通した**養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方**
- 義務教育 9 年間を見通した**教育課程の在り方** 等

教育課程の在り方について

- 児童生徒の学力向上に関する国、教育委員会、学校、地域等における取組の促進
- 義務教育段階の各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むための方策
- 高等学校段階におけるSTEAM教育の推進 等

教師の在り方について

- これからの教師に求められる資質能力
- 免許状を持たない社会人の登用及び社会人等による普通免許状取得
- 教員免許更新制も含めた効果的・体系的な研修の在り方 等

新しい時代の高等学校教育の在り方について

- 各高等学校の教育理念を具現化する方策、特色化・魅力化の実現に向けた方策
- 地域社会や高等教育機関、産業界、関係機関等との連携・協働体制の構築
- 定時制・通信制課程の在り方 等

幼児教育の質の向上について

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実、質の評価の促進
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
- 家庭・地域における幼児教育の支援、幼児教育の推進体制の構築 等

外国人児童生徒等への教育の在り方について

- 指導体制の確保・充実、日本語指導担当教師等の指導力の向上
- 就学の促進、中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
- 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育 等

新しい時代の特別支援教育の在り方について

- 新しい時代の特別支援教育の目指す方向性・ビジョン
- 特別支援教育を担う教師の専門性の整理と養成の在り方
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携 等

※ 上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても今後検討。

全国の学校教育関係者のみなさんへ

令和2年4月30日

中央教育審議会 初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表します。そして、り患され、現在も治療生活を余儀なくされている皆様、感染拡大の影響を受け、生活や事業において多大な困難に直面されている皆様に心からお見舞い申し上げます。

国民の命を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が我が国の最重要課題となり、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、一層の行動自粛や自制が求められています。この前例のない状況の中で、子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに取り組んでおられる全国の学校現場の教職員の皆様、保護者の皆様、学校を支える地域の皆様、そして教育委員会や学校法人など学校の設置者の皆様に対し、心よりの敬意と感謝をお伝えします。

子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育むために学校教育は不可欠であり、子供たちの学びを止めるわけにはいきません。このことを踏まえ、臨時休業等により学校に登校できない子供たちへの支援と学校再開後の在り方について、私たち中央教育審議会初等中等教育分科会、及び新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員は、文部科学省をはじめとする関係行政機関を含む全国の学校教育関係者に対し、下記の3点を申し述べます。

1. 多様な手段による子供の状況把握、学びの保障、心のケアなどの対応
2. 文部科学省による教育現場への徹底した支援
3. 子供たちの学び合う場の確保

1. 多様な手段による子供の状況把握、学びの保障、心のケアなどの対応

新型コロナウイルス感染症のまん延により、学校現場の教職員の皆様には通常と異なる対応が求められ、負担が増しているものと思います。教職員の皆様におかれては、御自身の安全と健康に十分御留意くださるようお願いいたします。臨時休業等になったことにより、子供たち、保護者、地域の方々にとって、社会のセーフティーネットとしての役割をも果たしている学校という存在の持つ役割や意義の大きさ、教職員の日頃の取組の重要性が改めて浮き彫りになったと認識しています。

特に、子供たちの学びの保障や、心のケアを含む心身の健康保持については、格差の拡大を防ぐという観点を含め、学校への期待は大きいものがあります。このため学校においては、感染防止に配慮しつつ、電子メール、ホームページ等の ICT や電話、郵便等のあらゆる手段を活用して、できる限り子供たちや保護者とつながることを意識していただくようお願いいたします。また、特別な配慮を必要とする子供を含めた全ての子供たちの状況について把握等をする際には、平常時のルールや考え、対応に固執することなく、学校現場における創意工夫をこらして、学校や家庭の ICT 機器の活用や家庭と地域の連携を含む様々な対応を行っていただくようお願いいたします。

更に、感染者等に対する偏見や差別の防止、学校再開後を見据えた授業の質や量の確保のための指導計画の見直しや、学校再開後も含む継続的な心のケアもお願いします。

言うまでもなく、子供たちの学びの保障や心のケアは、現場の教職員の誠実で懸命な努力に支えられています。学校の設置者におかれましては、厳しい状況の中、日々、学校現場で奮闘している教職員の安全・健康を守っていただくとともに、学校現場における取組を後押ししていただくようお願いいたします。

2. 文部科学省による教育現場への徹底した支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う全国的な臨時休業の状況は、前例がない事態であり、子供たちや保護者をはじめ、教職員も様々な不安を抱いてい

と思います。また、子供たちの学びの保障等に関し、最前線に対応している教職員への負担も大きいと考えます。文部科学省におかれては、「子供の学び応援サイト」の開設など学習支援の取組を行っていますが、このような状況が長期化する可能性も想定しつつ、子供たちが学びを継続でき、それぞれ着実に進級・卒業と次のステップに進むことができるよう、入試の在り方も含め、学校現場の声を聴き、そのニーズをしっかりと受け止め、子供たちや保護者、教職員に寄り添った徹底的な支援を行うことが必要です。そのため、学校の設置者や関係団体と密に連携を図り、各地域の状況を把握し、適時適切な情報提供や相談体制の構築にとどまらず、学校現場における創意工夫が進むよう、制度の柔軟な運用・改訂や必要十分な財政措置を含め思い切った対応を行うことを文部科学省に求めます。

特に、前例がない事態からの学校再開に向けては、子供たちや保護者の不安に向き合い、安全・安心を確保する観点から、学校健診に必要な資材（マスク・手袋等）の用意を含め、学校における感染防止を徹底するための環境の整備を進めるとともに、正に「社会総がかり」で子供たちの学びの回復支援を図る必要があります。そのために、地域の実情に応じつつ、学校現場や各地域の創意工夫による取組を可能とするため人的・物的両面から大胆な財政支援策を講じることで、国として子供たちの学びを確実に保障する毅然とした姿勢を示していただくことを期待します。

3. 子供たちの学び合う場の確保

今般のように臨時休業等により子供たちが学校に登校できないという特殊な状況下では、子供たちの学びを少しでも保障するため、自宅学習を含め ICT を活用することは有効な手段です。このため、「GIGA スクール構想」を加速し、子供たちが ICT を活用して学べる環境を整備するとともに、いかなる場合にあって子供たちの学習や心のサポートができるよう、学校の ICT 環境の抜本的な充実と教職員の ICT 活用能力の向上、更に踏み込んで家庭の ICT 環境の充実を支援することが不可欠です。そのために、文部科学省は関係省庁

とも緊密に連携して、大胆な支援策を早急に講じることが必要です。

一方、ICT 環境が整備された場合にも、教師の対面による指導は不可欠であり、学校という場や教職員が必要でなくなるということは、決してありません。教師は子供たちを支える伴走者です。学校は学びの場であるとともに、人と安全・安心につながることができる居場所です。また、学校教育とは単に授業により知識を学ぶだけではなく、学校という場や地域社会で様々な集団活動を行い、多様な他者と関わりとともに文化や社会と対話することを通じて人を育てる営みであり、人との関わり合いや対話などじかに触れ合うことでしか得られない様々な気づきが人を育てる面があることに留意することが必要です。

さらに、AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験の重要性がより一層高まっていくものであり、そのため、教師には、先端技術を活用しながら、子供たちに対話的、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められると考えます。

こうしたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束後の学校教育においても、不登校や特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残さない個別最適化された学びの実現のため、各自治体において ICT の整備を確実に進めていただくとともに、チーム学校の観点から教職員のみならず様々な専門職の学校のサポーターが学校を支えるなどの指導体制の充実を図り、子供たちの学び合う場を確保することが重要であることを、全国の教育関係者と共有し、私たちも議論していきたいと考えます。

教育の情報化の推進について

**初等中等教育局
情報教育・外国語教育課**



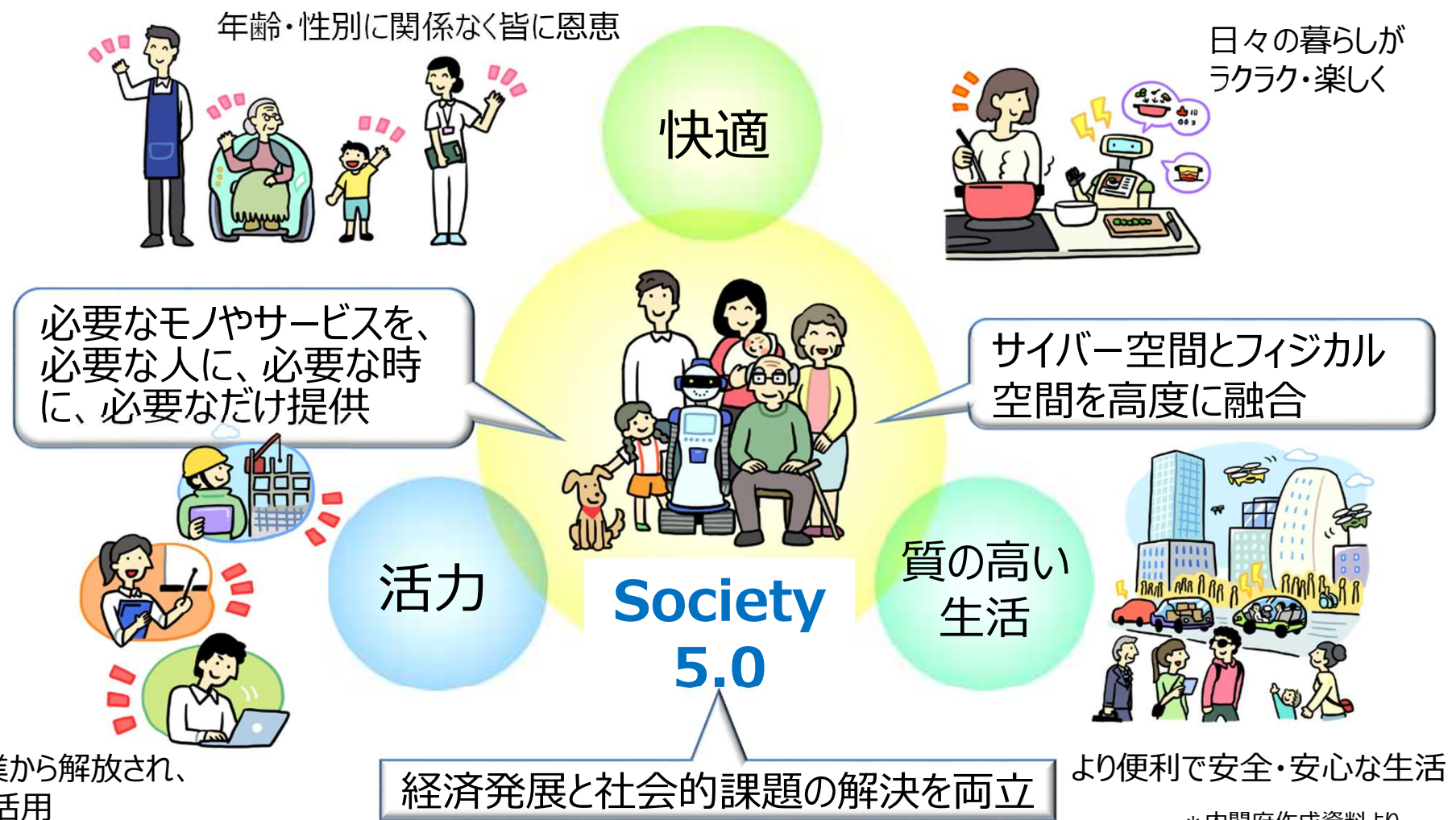
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

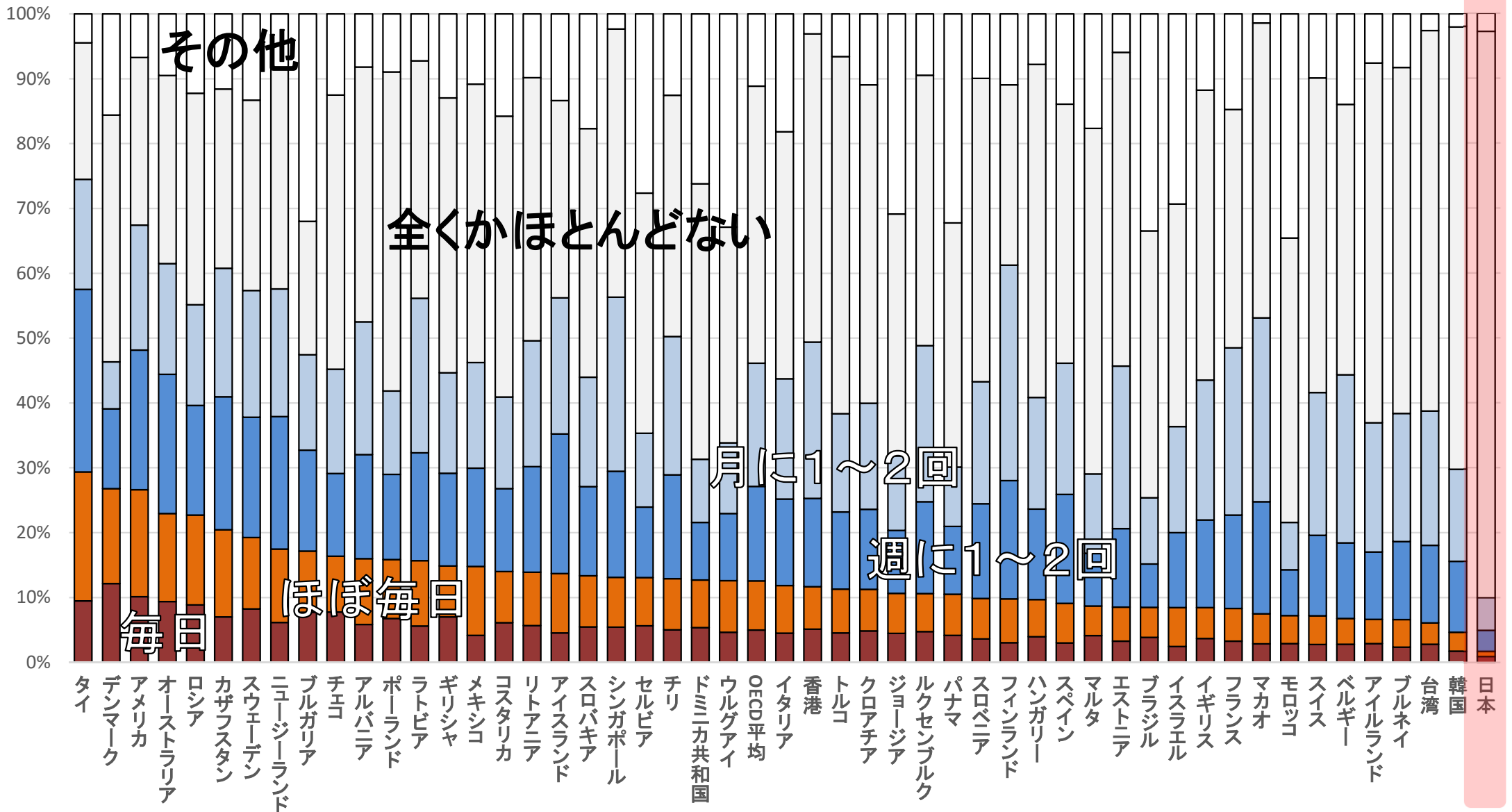
新たな社会“Society5.0”

- IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット等をはじめとする技術革新が一層進展。
- サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
- 幅広い産業構造が変革し、人々の働き方やライフスタイル等が変化。
- 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、5番目の社会（Society）。



OECD/PISA 2018年 ICT活用調査

学校での使用頻度：ほかの生徒と共同作業をするために、コンピュータを使う

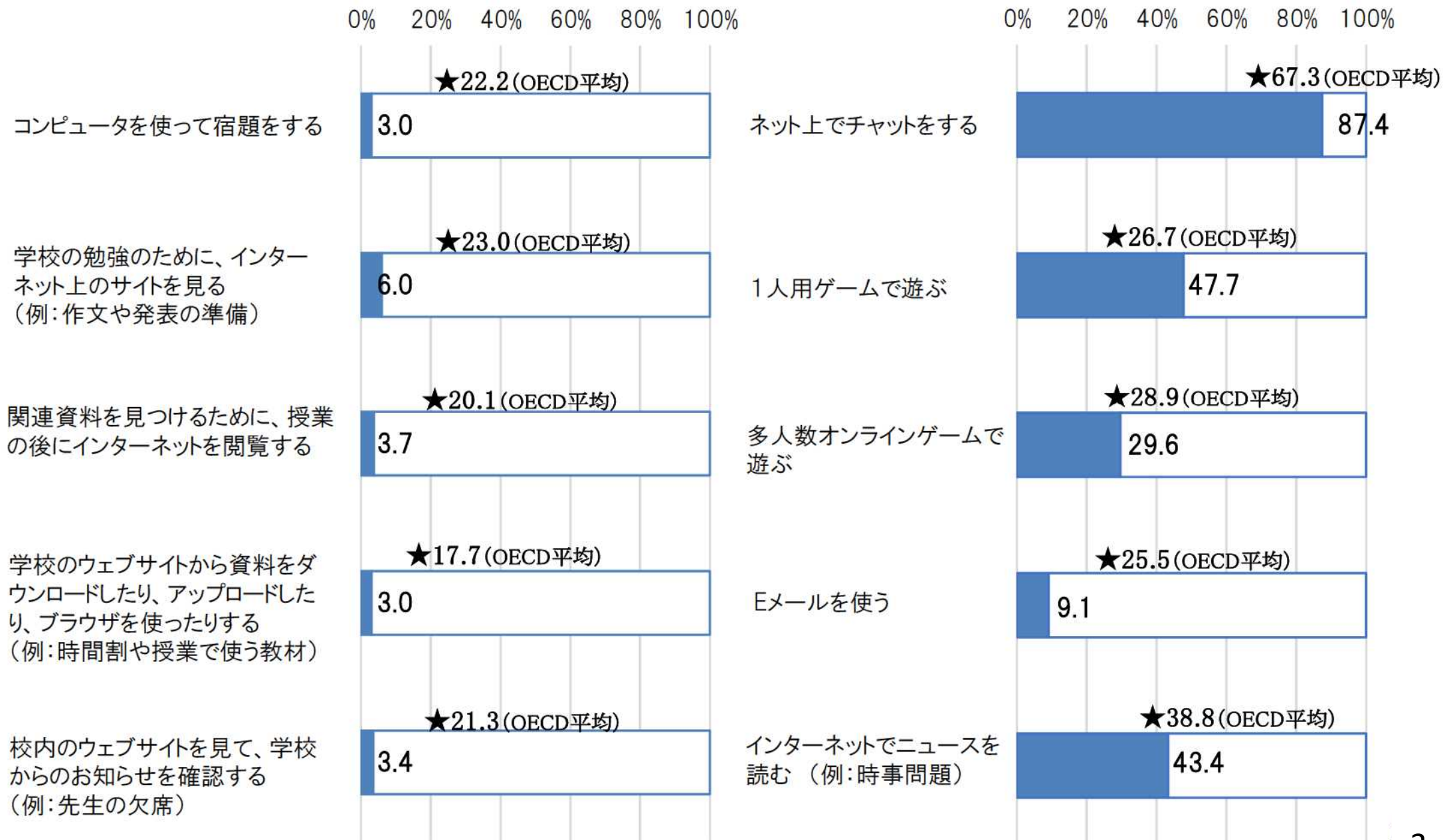


出典 OECD生徒の学習到達度調査(PISA2018)「ICT活用調査」

ICTを活用した学習に関する他の指標も軒並み最下位

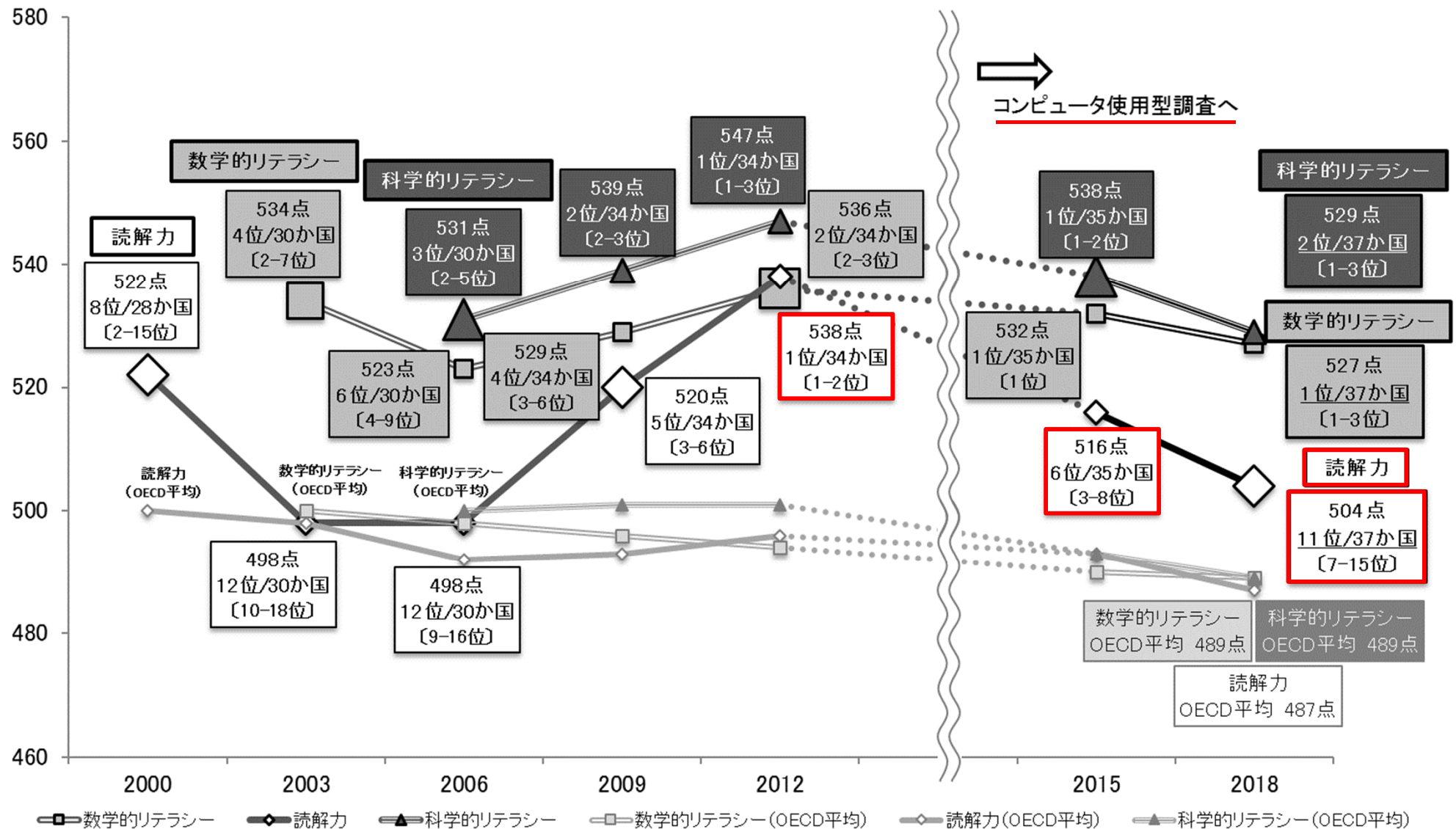
OECD/PISA 2018年 ICT活用調査

● 学校外での平日のデジタル機器の利用状況 (青色帯は日本の、「★」はOECD平均の「毎日」「ほぼ毎日」の合計)



OECD/PISA 2018年 生徒の学習到達度調査

- ・科学的リテラシー、数学的リテラシーは引き続き世界トップレベル。
 - ・読解力は、高得点のグループに位置するが、前回より平均得点・順位が有意に低下。
- ⇒コンピュータ画面上での長文読解の慣れなどの要因が複合的に影響した可能性。



PISA2018における問題の一例

3種類の課題文で構成： ○大学教授のブログ ○書評 ○オンライン科学雑誌の記事

問 1

PISA 2018

ラパヌイ島
問 1/7

右の教授のブログを読んで、下の問いの答えを一つクリックしてください。

ブログによると、教授がフィールドワークを始めたのはいつですか。

- 1990 年代
- 九か月前
- 一年前
- 五月の始め

ある大学教授のブログ

6月23日 午前11時22分投稿

今朝窓の外を見ると、今では大好きになったラパヌイ島（地味によってはイースター島として知られている）の景色が目の前に広がります。草原や低木の緑と青い空、そして遠くには古い死火山がそびえています。

今週この島での滞在が終わると思うと、少しさみしい気持ちになります。私はすでにフィールドワークを終え、間もなく家に帰ります。今日の午後は丘へ散歩に出て、この九か月間調査してきたモアイ像とお別れをしたいと思います。これは、その巨大な像の一部を撮った写真です。

今年ずっと私のブログを読んでくださっている方なら、これらのモアイ像はラパヌイ島の人々が数百年前に建てたものだということを、すでにご存じでしょう。この素晴らしいモアイ像は、島の東部海岸に沿ってある石切り場で彫られたものです。中には重さが数トンにもなる像もありますが、ラパヌイ島の人々はクレーンや車を使わずに、これらを石切り場から遠く離れた場所に運んでいたのです。

これらの巨大な像がどのように運ばれたかについては、考古学者の間でも長年知られていませんでした。このことはずっと謎とされてきましたが、1990年代に考古学者とラパヌイ島の住人からなるチームが、植物で作ったロープや木のローラー、かつて島びたくさんあった大木から作られた滑り台でモアイ像を運搬し、立たせることができたということを実証しました。モアイ像の謎は解けたのです。

しかし、別の謎が浮きました。モアイ像を運ぶために使われた植物や大木はどうなったのでしょうか？ 最初に書いたように、今朝の外を見ると草原と低木と数本の小さな木だけ、巨大な像を動かすために使われた物は何も見当たりません。この興味深い疑問については、今後の調査や調査の中で解いていきたいと思います。それまでの間に、自分でこの謎について調べたいと思う方もいらっしゃるかもしれません。そんな方にはジャレド・ダイヤモンド氏の『文明崩壊』という本をお勧めします。まずはこちらの、『文明崩壊』の書評をご覧ください。

匿名_14 5月24日 午後4時31分
こんにちは先生！先生のイースター島のブログを読むのが大好きです。『文明崩壊』も早速チェックしてみます！

KB_アイランド 5月25日 午前9時7分
私も先生のイースター島での体験記を読むのが大好きですが、他にも検討するべき説があるようです。こちらの記事をご覧ください。
www.sciencenews.com/polynesian_rats_Rapa_Nui

問 1 【測定する能力 ①情報を探し出す】
ある大学教授の**ブログ**を画面をスクロールして
読んだ上で、教授がフィールドワークを始めた時期を選択して解答する。

問 6

タブをクリックし、画面表示する課題文を選ぶ。

PISA 2018

ラパヌイ島
問 6/7

ブログ 書評 サイエンス ニュース

サイエンス ニュース

ラパヌイ島の森を破壊したのはナンヨウネズミか？
科学ライター 木村 真

2005 年、ジャレド・ダイヤモンド氏の『文明崩壊』が出版されました。この本の中で、彼はラパヌイ島（別名イースター島）に人が定住した様子を描いています。

本書は出版と同時に大きな議論を呼びました。多くの科学者が、ラパヌイ島で起こったことについてのダイヤモンド氏の説に疑問を抱いたのです。科学者たちは、18 世紀にヨーロッパ人がその島に初めて上陸した時には巨木が茂っていた点については同意しましたが、消滅した原因についてのジャレド・ダイヤモンド氏の説には同意しなかったのです。

そして、二人の科学者カール・リボとテリー・ハント氏による新しい説が発表されました。彼らはナンヨウネズミが木の種を食べたために、新しい木が育たなかったと考えられています。そのネズミはラパヌイ島の最初の移住者である人間が上陸するために使ったカヌーに偶然乗っていたか、または、この島に意図的に連れてこられたのだと、彼らは述べています。

ネズミの数は、47 日間で二倍に増えるという研究結果があります。それほど数のネズミが育つには多くのエサが必要です。リボ氏とハント氏はこの説の根拠として、ヤシの実の残骸にネズミがかじった跡が残っている点を指摘しています。もちろん彼らも、ラパヌイ島の森の破壊に人間が関与したことは認めています。しかし、一連の経緯の元凶は主にナンヨウネズミの方であったというのが、彼らの主張なのです。

原因	結果	提唱者
		ジャレド・ダイヤモンド
		カール・リボとテリー・ハント
モアイ像は同じ石切り場で彫られた。	ナンヨウネズミが木の種を食べ、その結果新しい木が育たなかった。	移住者はカヌーを使ってネズミをラパヌイ島に連れてきた。
ラパヌイ島にあった大木が消滅した。	ラパヌイ島の住人は、モアイ像を運ぶために天然資源が必要だった。	人間は耕作やその他の理由のために木を切って土地を切り開いた。

問 6 【測定する能力 ②理解する】
2つの説に関する原因と結果を選択肢から選び、**ドラッグ & ドロップ操作により**それぞれ正しい位置に移動させ、表を完成させる。

学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

学校のICT環境整備の現状 (平成31(2019)年3月1日現在)

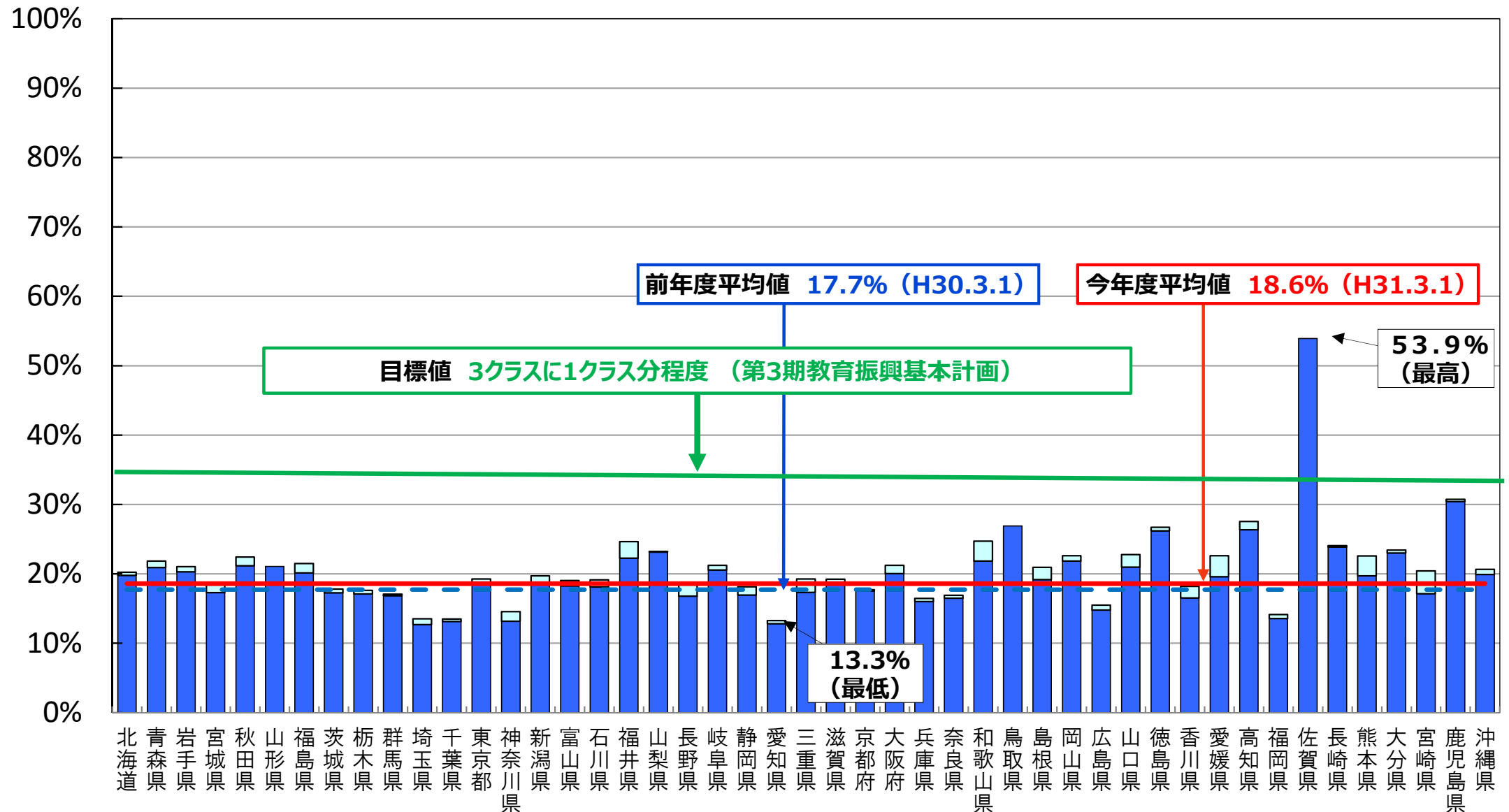
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (目標：3クラスに1クラス分程度)	<u>5.4人/台</u> (5.6人/台)
普通教室の無線LAN整備率 (目標：100%)	<u>41.0%</u> (34.5%)
普通教室の校内LAN整備率 (目標：100%)	<u>89.9%</u> (90.2%)
インターネット接続率 (100Mbps以上)	<u>70.3%</u> (63.2%)
インターネット接続率 (30Mbps以上)	<u>93.9%</u> (91.8%)
普通教室の大型提示装置整備率 (目標：100%)	<u>52.2%</u>
統合型校務支援システム整備率 (目標：100%)	<u>57.5%</u>

() は前回調査 (平成30年3月1日) の数値

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (平成31年3月現在))

都道府県別 教育用コンピュータ整備率

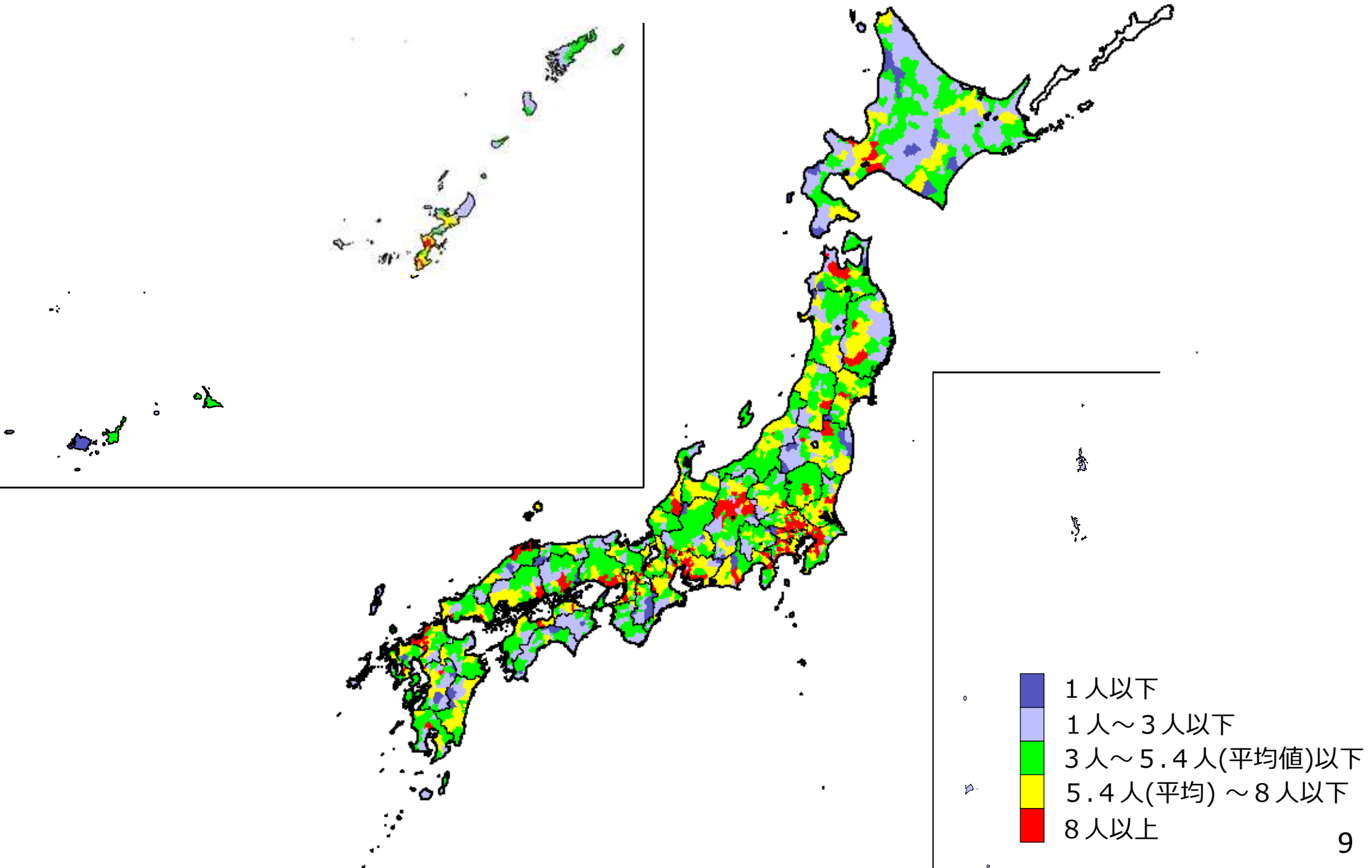
【前年度（平均：17.7%、最高：54.2%、最低：12.7%）】



※教育用コンピュータの整備率については、教育用コンピュータの総台数を児童生徒の総数で除して算出した値である。

前年度調査からの増加分

自治体別 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育くむ教育ICT環境を

～内閣官房及び3省が連携して令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育める学びの場の実現～

内閣官房IT総合戦略室
総務省
文部科学省
経済産業省

目指すべき次世代の学校・教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

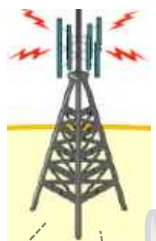
文部科学省（総務省、経済産業省）

最終的に一人一台の
学習者用PCの実現

総務省

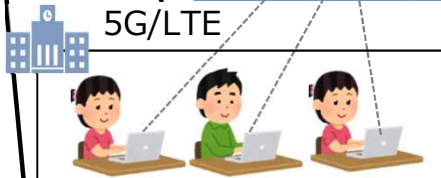
災害時に
避難所や防
災担当者の
拠点として
の通信機能
を発揮

(ローカル) 5G/LTE



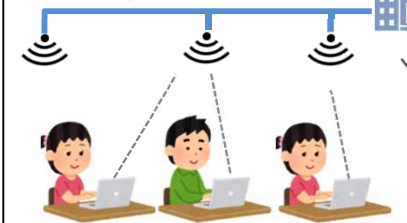
「端末」・「通信ネットワーク」・「クラウド」
をセットで

高速大容量、機密性の高
い、安価なネットワークの整
備



5G/LTE

有線+Wi-Fi



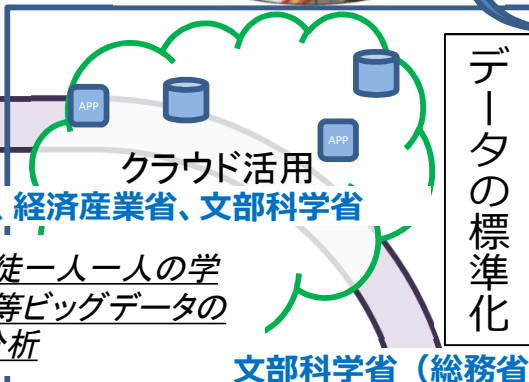
新しい学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの実現
遠隔教育や教師の遠隔研修の推進

児童生徒一人一人に最適なコンテンツの提供



総務省、経済産業省、文部科学省

児童生徒一人一人の学
習記録等ビッグデータの
収集・分析



データの標準化

文部科学省（総務省）

文部科学省

○デジタル教科書・教材

○高大連携



ICTを基盤とした先端技術

文部科学省・経済産業省

○民間の教育コンテンツ
(AIドリル等のEdTech)



学校外のデータ及び教育分野以外（医療や福祉等）のデータ

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
 加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

事業スキーム

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村

補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2

国立 補助対象：国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構
 補助割合：定額

事業概要

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

- 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等

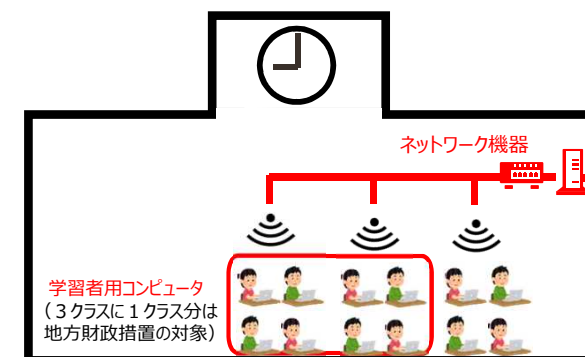
補助割合：定額(上限4.5万円) ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2(上限4.5万円)

国立 補助対象：国立大学法人
 補助割合：定額(上限4.5万円)

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保**を踏まえた**LTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

学校の臨時休業中の家庭学習

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について

臨時休業中の家庭学習

	回答数	割合
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	1,213	100%
テレビ放送を活用した家庭学習	288	24%
教育委員会が独自に作成した授業動画を活用した家庭学習	118	10%
上記以外のデジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習	353	29%
同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習	60	5%
その他	145	12%

※複数回答あり。

※割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する家庭学習を課す方針であると回答したものの割合。

（出典：新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について（令和2年4月16日12:00時点））

目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、**ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境**を早急に実現

児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円

令和5年度に達成するとされている**端末整備の前倒しを支援**、令和元年度補正措置済（小5,6、中1）に加え、残りの中2,3、小1～4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる**障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった**学校ネットワーク環境の整備を支援**

対象：公立の小・中・特支、高等学校等
公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置 105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、**ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・特支等（約147万台）
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

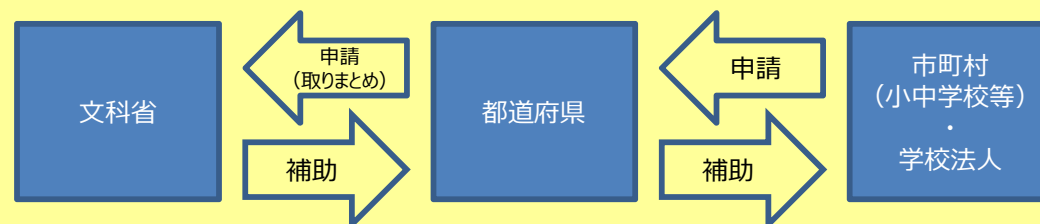
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**プラットフォームの導入に向けた調査研究**

施策の想定スキーム図

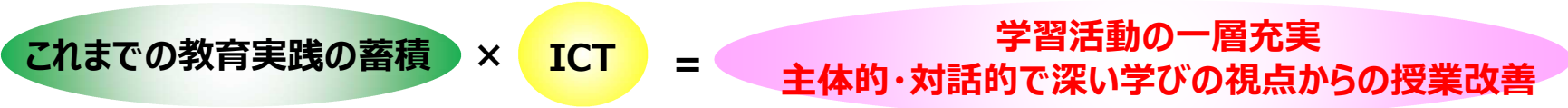


※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

GIGAスクール 構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、**多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する**
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、**教師・児童生徒の力を最大限に引き出す**



「1人1台端末」ではない環境

一斉学習

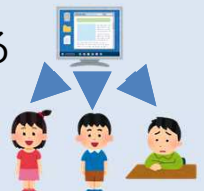
- 教師が電子黒板等を用いて説明し子供たちの興味関心意欲を高めることはできる



学びの
深化

個別学習

- 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）



学びの
転換

協働学習

- グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に）



「1人1台端末」の環境

- 教師は授業中でも一人ひとりの反応を把握できる
→ 子供たち一人ひとりの反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に



- 各人が同時に別々の内容を学習できる
- 各人の学習履歴が自動的に記録される
→ 一人ひとりの教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に



- 一人ひとりが記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる
- 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる
→ 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる



「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

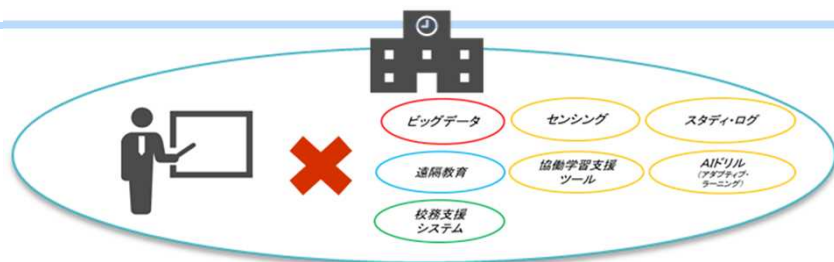
- ☑ **調べ学習** 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ **表現・制作** 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ **遠隔教育** 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ **情報モラル教育** 実際に真贋様々な情報を活用する各場面（収集・発信など）における学習

趣 旨

- Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術（データの利活用を含む）には大きな可能性がある。
- GIGAスクール構想（※）を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要がある。
※令和元年度文部科学省補正予算：231,805百万円

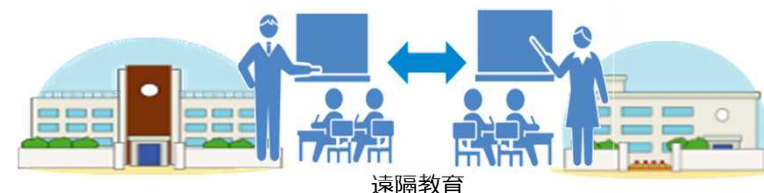
○ 先端技術の効果的な活用に関する実証

- 「誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。
- 学習指導、生徒指導、管理運営等、学校全体において先端技術を活用した事例を創出するとともに、学校教育の中で先端技術が効果的に作用すると考えられる場面とその実施方法等を整理する。



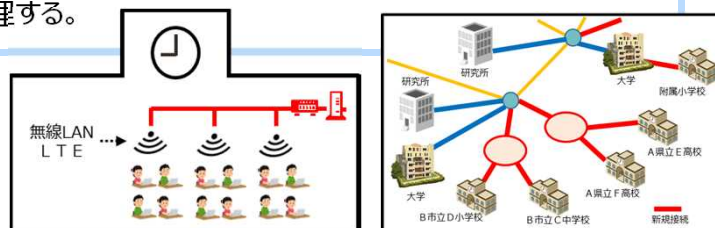
○ 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

- 教師の指導や子供たちの学習の幅を広げたり、学習機会の確保を図ったりする観点から、学校教育における遠隔教育の導入・活用に関する実証を行う。
- 遠隔教育が特に効果的に作用すると考えられる活用場面及びその実施方法、ICT機器の設置等に関する留意点等を整理する。
(多様な学習環境の実現・専門性の高い授業の実現に関するポイント 等)



○ 多様な通信環境に関する実証

- GIGAスクール構想の実現に向けて、多様な学校の規模・ニーズ等に対応できるよう、様々な通信回線・ネットワークの構成についての実証を行う。
- Wi-FiやLTE、5Gの利用モデル、また、基幹網としてSINETや商用のネットワークの活用モデル等を整理する。



○ 「ICT活用教育アドバイザー」の活用

- 教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県ごとにエリアをカバーした支援スタッフの配置（教員研修講師、指導面技術面助言、遠隔教育実施のサポート等）



成 果

- 全国の自治体・学校において、GIGAスクール構想が円滑に実現される。
- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けた、先端技術や教育データを効果的に活用した教育活動が展開される。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。

新学習指導要領の情報教育・ICT活用のポイント

小学校：2020年度全面実施、中学校：2021年度全面実施、
高等学校：2022年度から年次進行で実施

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け
- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実**を明記

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校プログラミング教育の必修化**を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を**充実**。
 - 小学校：文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成
 - 中学校：技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する内容を充実
 - 高等学校：情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習

情報活用能力の育成

「情報活用能力」

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力

A 情報活用の実践力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり, 自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

【具体例】

●ICTの基本的な操作、情報の収集・整理・発信

(文字入力、インターネットなど情報手段の適切な活用等)



●プログラミング

(コンピュータの仕組みの理解等)

〈正三角形を正しくかくためのプログラム例〉



●情報モラル

(情報発信による他人や社会への影響、危険回避等)



小学校プログラミング教育に関する文部科学省及び未来の学びコンソーシアムの取組

新小学校学習指導要領において、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記（**小学校プログラミング教育必修化**）

小学校プログラミング教育のねらい

小学校プログラミング教育の手引（第三版）

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け基本的な考え方などを分かりやすく解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm



小学校プログラミング教育に関する研修教材 小学校プログラミング教育の概要

小学校プログラミング教育の概要について10分程度の動画で解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416408.htm



具体的な準備

小学校を中心とした教育ポータル

教材や環境の整備等に関する情報を提供
<https://miraino-manabi.jp/>



- 2020年度から使用される教科書の中でのプログラミング
- 理科教育設備費等補助金を活用したプログラミング教材の整備等
- プログラミング教育に関する教育委員会等の取り組み例

令和元年度市町村教育委員会 担当者等セミナー配付資料

令和元年度市町村教育委員会担当者等
セミナーでの説明資料の一部を公表

- ・文部科学省による行政説明
- ・具体的な取組方法についての説明

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416328.htm



指導案等

小学校を中心とした教育ポータル

実践する際に参考となる情報を提供
<https://miraino-manabi.jp/>



- 実践事例
各教科等A分類6例、B分類9例、C・D・E・F分類の事例も掲載。
- ワークシート
- 教材情報
- 教科調査官等インタビュー

「みらプロ」（企業と連携し、「プログラミングが社会でどう活用されているか」に焦点を当てた総合的な学習の時間における指導案等の提供を行う取組）に関する情報を提供

<https://mirapro.miraino-manabi.jp/>



プログラミングの体験

小学校プログラミング教育に関する 研修教材 （プログラミング教育を行う際に 必要となる基本的な操作等に 関する教材）

基本的な操作方法について10分程度
の動画で解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416408.htm



中学校・高等学校における情報教育に関する取組

- 新中学校学習指導要領において、技術・家庭科（技術分野）において**プログラミングに関する内容を充実**。
- 新高等学校学習指導要領において、**情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習**。「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学習。

中学校 技術・家庭科（技術分野）

現行学習指導要領	新学習指導要領
D 情報に関する技術	D 情報の技術
(1) 情報通信ネットワークと情報モラル	(1) 生活や社会を支える情報の技術
(2) デジタル作品の設計・制作	(2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決
(3) プログラムによる計測・制御	(3) 計測・制御のプログラミングによる問題の解決
	(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方

高等学校 情報

現行学習指導要領	新学習指導要領
社会と情報 情報機器や情報通信ネットワークの適切な活用、情報化が社会に及ぼす影響の理解等を重視	情報Ⅱ 「情報Ⅰ」の基礎の上に 選択履修
情報の科学 情報や情報技術の活用に必要な科学的な考え方、情報社会を支える情報技術の役割の理解等を重視	情報Ⅰ 全ての生徒が共通必修
いずれか1科目を選択必修 ※	全ての生徒が、プログラミングやモデル化・シミュレーション、ネットワーク（関連して情報セキュリティを扱う）とデータベースの基礎等について学ぶ。
※「情報の科学」を履修する生徒の割合は約2割（約8割の生徒は、高等学校でプログラミングを学ばずに卒業）	

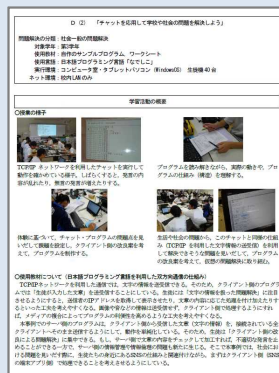
円滑な実施に向けて

● 中学校技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」におけるプログラミング教育実践事例集

指導の充実を図るため、

- (1) 生活や社会を支える情報の技術
 - (2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決
 - (3) 計測・制御のプログラミングによる問題の解決
- の項目における優れた取組を掲載。

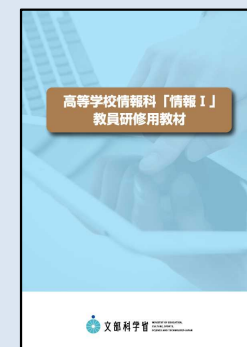
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00617.html



● 高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材

情報科担当教員の指導力向上を推進するため、**都道府県等の研修や担当教員が個人で活用できるよう、ワークシート・サンプルコード・サンプルデータなどを掲載**。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm



- 免許外教科担任の縮小に向けた指針の作成・周知
- 教員研修用教材の作成、情報教育関係教科における免許外教科担任を減少に向けた調査研究等について令和2年度政府予算に必要な経費を計上。

情報モラル教育の一層の充実に向けて

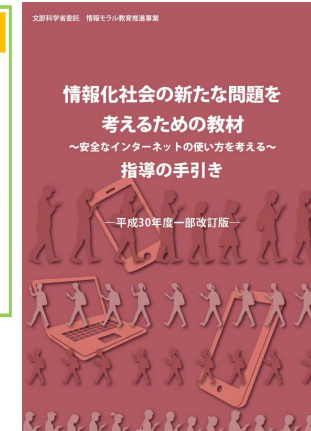
携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じている。

児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

※学習指導要領において、情報活用能力(情報モラルを含む)を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け

1. 教師用指導資料の改訂や動画教材の改善・充実

『情報社会の新たな問題を考えるための教材
～安全なインターネットの使い方を考える～』
(平成25年度作成、27年度・30年度改善・充実)
・すぐに授業に活用できるようモデル指導案、
ワークシート例、アンケート例等を添付



文部科学省ホームページにて16の動画教材と指導の手引きを公開
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm

2. 児童生徒向けリーフレットの作成・配布

『ちょっと待ってスマホ時代のキミたちへ』
(小学校低学年用・小学校高学年・中学生用・高校生用)
・R元年度は小学3年生、6年生全員に配布
・教育委員会を通じて全学校に1部ずつ配布



3. 情報モラル教育指導者セミナーの実施

・対象は各学校において情報モラル教育を推進するに
当たり中核となる教員等
・R元年度は全国4か所で開催し、205名が受講

ICT支援員について

<ICT支援員の役割>

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、**ICTを活用した授業等を教師がスムーズに行うための支援**を行う。

<ICT支援員配置>

・「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画」(2018～2022年度)に基づき、4校に1人の割合で**ICT支援員を配置できる経費について地方財政措置が講じられている**。

・地方公共団体で配置されているICT支援員の数は平成30年度末で**約2,300人※**

※ただし、ICT支援員の事務を、業務委託契約により実施している地方公共団体においては、ICT支援員の人数を把握できないものもある。

<ICT支援員の必要性>

新学習指導要領に即した学びを実現していくためにはICTの活用が重要

・ICTを活用した教育を推進するためには、教師をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす。

・ICT環境整備の状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している。

<ICT支援員の具体的な業務例>

- ①**授業支援**(授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等)
- ②**校務支援**(校務支援システムの操作支援、HPの作成・更新、メーラー斉送信等の情報発信の支援等)
- ③**環境整備**(日常的メンテナンス支援、ソフトウェア更新、学校や地域ネットワークセンター等のシステム保守・管理、ネットワークのトラブル対応、ヘルプデスク等)
- ④**校内研修**(研修の企画支援、準備、実施支援等)

<ICT支援員の配置促進に向けて>

○各種会議、研修において**ICT支援員の必要性等について説明**することで配置を促進

○ICT支援員の配置促進のための**概要資料を作成・周知**

○さらに、雇用形態や活用状況等の調査研究を行い、自治体がICT支援員を配置する際に参照、活用できる「**雇用・活用モデル**」を提供し、**配置の促進を図るための経費を令和2年度予算に計上**。(情報教育指導充実事業41百万円の一部)



平成30年3月 文部科学省

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早急に実現するため、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速することが必要であるが、学校の人的体制は不十分である。

このため、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、学校における **ICT環境整備の設計**や**使用マニュアル（ルール）の作成**などを行う **ICT技術者の学校への配置経費を支援**する。

(GIGAスクールサポーターの業務例)



ICT環境整備の設計



工事や納品対応



使用マニュアル
(ルール) の作成



使用方法周知



ICT支援員

(4校に1人の地財措置)
授業支援、日常メンテナンス等



GIGAスクール
サポーター
(4校に2人)



外部人材の活用
専門性を活かした運用支援等

【対象校】

国・公・私立の小・中・高校・特支等

【支援】

国立

補助対象：国立大学法人

補助割合：定額

公立、私立

補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等、学校法人

補助割合：1/2

【人材】

ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する者

教育の情報化に関する手引（令和元年12月）の概要

作成趣旨

新学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」を作成。

- ✓ 新学習指導要領のほか、現時点の国の政策方針・提言、通知、各調査研究の成果、各種手引、指導資料等に基づき作成
- ✓ 現行の手引の内容を全面的に改訂・充実するとともに、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加
- ✓ 各学校段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例を掲載

※本手引は新学習指導要領の実施時期を見据え、令和元年12月時点で公表するものだが、今後、環境整備関連予算の具体的な方向性が示されることや、それを受けたICT環境整備のロードマップの策定などが行われる予定であることから、これらを踏まえた追補版を令和元年度末を目途に改めて公表する予定である。

第1章 社会的背景の変化と教育の情報化

第2章 情報活用能力の育成

- これまでの情報活用能力の育成
- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力
- 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
- 学校における情報モラル教育

第3章 プログラミング教育の推進

- プログラミング教育の必要性及びその充実
- 小学校段階におけるプログラミング教育

第4章 教科等の指導におけるICTの活用

- 教科等の指導におけるICT活用の意義とその必要性
- ICTを効果的に活用した学習場面の分類例と留意事項等
- 各教科等におけるICTを活用した教育の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用

第5章 校務の情報化の推進

- 校務の情報化の目的
- 統合型校務支援システムの導入
- 校務の情報化の進め方
- 特別支援教育における校務の情報化

第6章 教師に求められるICT活用指導力等の向上

- 教師に求められるICT活用指導力等
- 教師の研修
- 教師の養成・採用等

第7章 学校におけるICT環境整備

- ICT環境整備の在り方
- デジタル教科書やデジタル教材等
- 遠隔教育の推進
- 先端技術の導入
- ICT活用における健康面への配慮
- 教育情報セキュリティ

特別支援教育における教育の情報化

※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

第8章 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

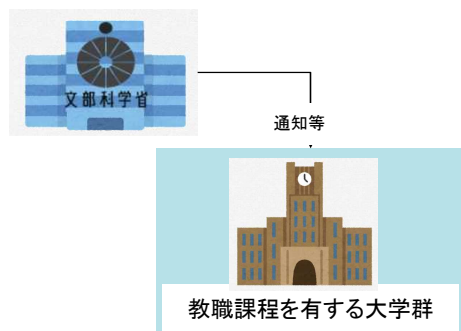
- 教育委員会及び学校の管理職の役割
- ICT支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用



GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実

1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においても手引きや動画コンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成



【共通的な教員養成】

- 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【措置済】
- 学校のICT環境整備の充実に対応した教員養成等の充実に関する通知を发出【令和元年度】
- 好事例の展開などを通じ、ICTを活用した各教科等の指導法の内容の充実を図る【令和2年度以降】

● 教職員支援機構において、教員のICT活用指導力の向上に向けた校内研修等に活用できる動画教材「学校におけるICTを活用した学習場面：校内研修シリーズNo76」を作成・公表

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/076.html>

現職教員

教員の指導力向上



【校内・校外研修の充実】

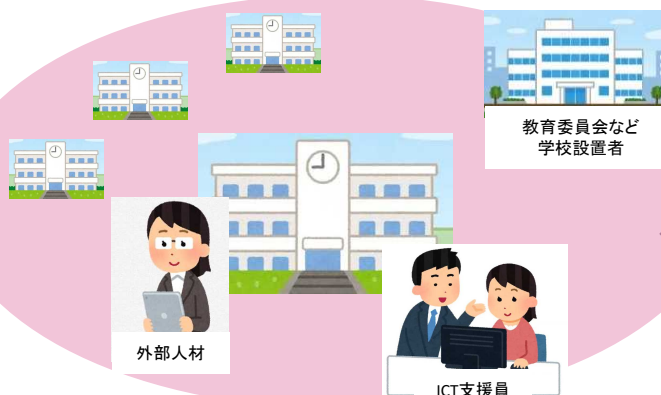
- 研修計画に基づく都道府県教育委員会等が実施する研修の充実【令和2年度以降】



【研修の充実・指導方法の提示】(教育委員会、学校向け)

- 教職員支援機構における研修用動画の作成
- 教科等のICTの実践事例等の作成・普及【令和2年度】
- 教育の情報化に関する手引の追補【令和元年度末以降】
- 教職員支援機構における教育情報化指導者養成研修の充実【継続】

教員の指導体制の充実



【人材面の支援】

- ICT支援員等の配置の促進【継続】
- 特別免許状、特別非常勤講師制度を活用した外部人材活用【令和2年度】



趣 旨

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、以下の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

(1) 情報教育指導充実事業

4 1 百万円

①情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究

情報教育関係教科における免許外教科担任を減少させるための調査研究を実施

- 1) 免許外教科担任の解消に向けた複数校指導モデルの創出
- 2) 複数校指導実施時のポイントをまとめた手引の作成

②現職教員の情報教育に係る指導力向上事業

情報活用能力育成に関わる現職教員の指導力向上に資する教員研修用教材の作成

- 1) 中学校の技術・家庭科（技術分野）「D情報の技術」の教員研修用教材の作成
- 2) 高等学校「情報Ⅰ」の教員研修用教材の作成

③指導体制充実事業

情報教育の指導体制を充実するため、学校における情報関係人材の活用を促進するための調査研究を実施

- 1) 情報関係人材の活用促進に資する人材研修カリキュラムや指導モデル開発
- 2) ICT支援員の雇用形態や活用状況に関する調査研究と配置促進

④プログラミング教育促進事業

新学習指導要領において小・中・高等学校を通じて充実されたプログラミング教育を確実に実施していくため、教員等にとって有益な情報提供を行う。

(2) 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

5 5 百万円

情報活用能力を定期的に測定するための小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施

- ①予備調査の実施
- ②本調査実施に向けた実施方法の検討、調査対象校の抽出

(3) 情報モラル教育推進事業

3 7 百万円

スマートフォンやSNSの急速な普及を踏まえ、情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等を実施

- ①情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善
- ②児童生徒向け啓発資料の作成・配布
- ③情報モラル教育指導者セミナーの開催
- ④学校におけるICT機器利用における健康面への影響に関する調査

遠隔教育等を推進するための「授業目的公衆送信補償金制度」 の早期施行について（平成30年著作権法改正）

1. 法改正の概要

学校等におけるICTを活用した教育の推進を図るため、平成30年の著作権法改正により、授業の過程における著作物の公衆送信（オンデマンド授業やスタジオ型の遠隔授業、予習・復習・自宅学習用の資料のメール送信等）について、従来は個別の許諾が必要であったものを、設置者が文化庁の指定する権利者団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことにより、無許諾で可能とした（授業目的公衆送信補償金制度）。

この改正は、法律の公布日から3年を超えない範囲内の政令で定める日（令和3年5月24日）までに施行することとされており、令和3年4月からの施行に向け、関係者間で準備が進められていた。

2. 早期施行

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まってきており、4月以降も、多くの大学において対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施するとともに、小中高校においても臨時休業期間を延長し、オンラインでの指導を充実。

こうした教育現場の実情に対応するため、授業目的公衆送信補償金制度を当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行。また、令和2年度に限って、特例的に補償金額は無償（0円）とする（指定管理団体からの申請及び文化審議会での審議を経て、文化庁長官が認可済）。

令和3年度以降の補償金額（有償）については、別途、指定管理団体からの申請に基づき認可がされる予定。なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）において、令和3年度から有償となる本制度の本格実施に向けて、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討することとされている。

3. 経緯

- 4月16日 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において運用指針等を策定
- 4月20日 指定管理団体から文化庁長官に対する補償金額（無償）の認可申請
- 4月24日 文化庁長官による補償金額（無償）の認可
- 4月28日 法施行

4. 参考

- ・平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_02.pdf
- ・平成30年著作権改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A（令和2年4月24日 文化庁著作権課）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_04.pdf
- ・「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」（2020年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）
<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>



オンライン教育で
お困りの学校・先生方に

教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

2020年4月28日より開始！

2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

制度の概要

- 制度の対象
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

教育用 著作物ネット配信円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

対象機関



非営利の教育機関

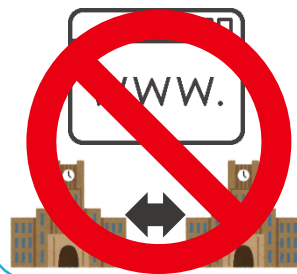


営利企業などの
営利機関はNG

利用範囲



教師と児童、生徒
や学生の間など



ウェブサイト等での
一般公開、学校間の
共有、教育委員会等
による配信はNG

利用目的



授業目的



保護者会や職員会議
などでの配信はNG

利用方法



著作物の
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル
や書籍の大部分など
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索

